

## KOOR Australia Pty Ltd ファームジョブ お申し込み規約書

KOOR Australia、(登記名：KOOR Australia Pty.Ltd. 以下、部分弊社と表示) は、オーストラリア政府の法律に基づいて設立された法人組織です。ファームジョブ利用規約 Crane Dance Australia (以下 CDA という) は、CDA が運営する「ファームジョブ」上で手配、提供するファームジョブは CDA と弊社の利用規約に基づき顧客にサービスを提供し、手配、手続きをします。WEB オンライン申込及び弊社指定申込用紙にご記入・ご署名後、申込みを完了した時点をもって利用規約の内容を確認したとみなし、弊社規約に同意したものとします。

### 1.KOOR Australia の目的と主旨

KOOR Australia は CDA のファームジョブを希望される方に代わって代行手続きを行い、充実したファームジョブ遂行するために、より良いサービスとサポート業務を行う事を目的としています。KOOR Australia および CDA は申込者から開示された情報(プライバシーポリシー)について、あらかじめユーザー承認、同意無しに第三者に開示漏洩または譲渡することはありません。また、この守秘義務は、プログラム終了後も継続するものとします。

### 2.お申し込み参加条件

- (1) 有効なパスポートとビザ保持者(学生、WH ビザ、永住権などの就労ビザ)
- (2) 日本領事館に在留届けを提出済みの方
- (3) 心身共に健康な方
- (4) 最低4週間以上働ける方 ※4週間未満の方は要相談
- (5) オーストラリアに銀行口座お持ちの方
- (6) タックスファイルナンバーお持ちの方
- (7) 海外傷害保険、OSHC(学生保険)、メディケア、その他個人加入の保険など
- (8) バナナアレルギーがない方(バナナを食べた事があればほぼ大丈夫です)
- (9) お申し込み記入に偽りがいない方

### 3.お申し込み方法について

通常は弊社所定の WEB サイトのオンラインお申し込みフォームに必要事項を記入し、送信して頂きます。また、電子メールにてお申込書を添付しお送り致します。弊社は申込書を受理した後に手続き開始します。

### 4.ファームジョブ参加プログラム手配料金等の支払方法について

- (1) KOOR Australia に振り込んで頂く費用は、お申込みされるファームジョブ参加プログラムの手配料金です。費用は CDA から KOOR Australia へ寄せられた資料に基づき算出しています。KOOR Australia は CDA ウェブ上での掲示、または電子メール等での通知を事前に行った上でいつでも利用料金の変更や新しいプランを設定できるものとします。

- (2) CDA からファームジョブプログラム手配が発行された時点で、請求書を発行します。お申込者は公示料金に伴い、振込みをして頂きます。オーストラリアドルで KOOR Australia の指定銀行へ振込みをおこなう事とします。

## 5.契約内容の変更とキャンセル

- (1) お申込者の都合によりお申し込みを取り消す場合は、KOOR Australia は次の取り消し料を申し受けます。また、CDA 約款や規約に従って別途取り消し料が発生します。尚、ご返金は CDA より返金後に KOOR Australia から契約者の指定銀行口座に振込みを行う事とします。

取消日	取消料
取消日 取消料 開始日の 29 日前より以前	0% (全額の返金)
開始日の 15 日前～28 日前	25%
開始日の 8 日前～14 日前	50%
開始日の 3 日前～7 日前	75%
開始日の 2 日前～当日	100%
開始後の取消、無連絡不参加	100%

- (2) お申し込みの変更

本人の都合によりコースまたは開始日を変更する場合も同様、5 項の「取り消し」と同じ規定が適用されます。

## 6.手配業務の拒否権

契約成立後に下記の事由が生じた場合は、弊社はその条件等に基づき手配業務の種類、内容、程度などの全部又は一部の拒否または停止、条件付けができることとします。

- (1) 未成年者(18 歳未満)のお申し込みで、保護者の承諾がない場合。
- (2) 心身の健康状態が参加にあたり不適切な場合。
- (3) 参加者が関係法令・公序良俗に反する行為をする恐れがあり、手配業務の円滑なる遂行を妨げると認められた場合。
- (4) 問い合わせ者・お申込者が、本人以外である場合。(18 歳未満の申込者の場合は除く)
- (5) お申込みの際、虚偽、誤記または記入漏れをした場合。
- (6) 過去に当利用規約に違反したことがある場合。
- (7) お申込者が過去に利用料金やオプション代金の支払いを怠っていた場合。
- (8) お申込者の通信環境等が弊社サービス利用に支障をきたす場合。
- (9) 実在しない場合
- (10) その他、KOOR、CDA が不適切と認めた場合。

## 7.キャンセルに伴う実費

お申込者は、サービス中止において KOOR に対して損害賠償は、請求できないものとします。また KOOR が申込者に代わり支出した費用その他の経費がある場合、予定していたサービス内容の範囲を超えた場合は、お申込者の負担とします。

## 8.免責事項

KOOR Australia では下記の事由によりお申し込み者が参加できなかった場合、責任を負いません。

- (1) ジョブワーカーが定員に満ち、予定通りの開始日に参加できなかった場合。
- (2) CDA の事情により、書類等の必要事項が期日までに届かずプログラムが開始できなかった場合。
- (3) CDA の参加条件基準に達してないため参加許可が得られなかった場合。
- (4) お申込者が豪州の法律に違反、抵触、またはお客様の道徳的に非難される行動に対する結果。
- (5) 開始後、プログラムの規則などに違反した場合、一切の責任を負いません。
- (6) お申込者が利用するネット環境、オンラインの回線不都合などネットが繋がらず、参加者に支障が出た場合。
- (7) 怪我、病気、事故などの事態が起きた場合は速やかに現場の担当者に報告して下さい。現地での怪我や病気、事故などは自己責任 となり 一切の責任を負いません。
- (8) その他、現地で起こるあらゆるトラブルやアクシデント、生活の不具合につきましてはできるだけの対処は致しますが、基本的には全て自己責任となり苦情や返金要求は受け付けません。
- (9) ファームジョブプログラムは円滑な就労の開始を補助する為のものであり、WHビザの取得を保証するものではありません。
- (10) ご紹介する農場は手配代行手続きを完了された方の為の勤務地です。この農場を他者に紹介した場合は違約となり、紹介者はKOOR Australia Pty Ltdに参加費用と同額の違約金を支払います。
- (11) オンライン授業を受講中の方はジョブファーム遂行中にコースを変更や学校を転校する事はできません。尚、コース変更や転校した場合は学校約款、規約に従って別途取消料が発生し、一切の責任を負いません。